

大阪労働局発表  
平成28年3月28日

【照会先】  
-----  
大阪労働局労働基準部監督課  
電 話 06 (6949) 6490

報道関係者 各位

# 保健衛生業、接客娯楽業、製造業で8割を超える法違反！

～ 平成27年定期監督等の概要について（速報）～

大阪労働局（局長 中沖 剛）は、平成27年に管内の13労働基準監督署が実施した定期監督等の概要について、以下のとおり取りまとめた。

## 大阪労働局における平成27年定期監督等概要

- 実施件数 6,257件 違反事業場 4,700件 違反率 75.1%
- 業種別の違反率（高い順）
  - ①保健衛生業 87.8%
  - ②接客娯楽業 85.9%
  - ③製造業 80.8%
- 主要な違反事項の違反率（高い順）
  - 労働基準法関係
    - ①労働時間 29.6%
    - ②割増賃金 20.3%
    - ③労働条件明示 16.8%
    - ④就業規則 12.0%
  - 安全衛生法関係
    - ①健康診断 18.3%
    - ②安全基準 16.0%
    - ③安全衛生管理体制 12.9%
    - ④定期自主検査 6.3%
- 最低賃金法に係る業種別の違反率（高い順）
  - ①清掃・と畜業 11.1%
  - ②接客娯楽業 9.4%
  - ③保健衛生業 7.3%
  - ④製造業 7.1%

- ・「定期監督等」とは、「定期監督」、「災害時監督」、「災害調査」からなります。
- ・監督とは、賃金の支払いや労働時間管理などが適法に行われているか、職場の機械や設備が安全基準を満たしているか等を確認するため、労働基準監督官が事業場を訪問するなどにより立ち入り検査することをいいます。
- ・労働基準監督官には、事務所・工場への立ち入り、事情聴取や帳簿関係書類の検査などの権限が与えられています。
- ・事業場の現状を的確に把握するため、監督は、原則として予告することなく実施しています。
- ・監督の結果、法令違反が認められた場合には、是正勧告書によりその是正を図るよう行政指導を行います。また、労働災害を生じさせる危険が高い機械・設備や有害物の使用については、使用停止命令等の行政処分を行うこともあります。

## 1 定期監督等の実施状況

### (1) 法違反事業場の状況(表1)

平成27年定期監督等の実施件数は、6,257件（前年比 258件増）であったが、このうち法違反が認められ、改善を指導した事業場は4,700件（前年比 148件増）、違反率は75.1%(前年比0.8ポイント減)であった。

定期監督等の業種別実施件数は、

①製造業	1,752件	(28.0%)
②商業（卸売業、小売業等）	1,429件	(22.8%)
③建設業	1,358件	(21.7%)

の順となっている。

違反率が高い業種は、表1のうち、

①保健衛生業（社会福祉施設、病院等）	(87.8%)
②接客娯楽業（飲食店、旅館等）	(85.9%)
③製造業	(80.8%)
④教育・研究業	(79.3%)
⑤金融広告業	(78.2%)

の順となっている。

### (2) 労働基準法の主要な違反事項(表2)

労働基準法の主な法違反の内容は次のとおり。

#### ア 労働時間・割増賃金関係

- ① 労働基準法第32条（労働時間）に係る違反  
1,853件（違反率29.6%）

#### 【違反事例】

- ・時間外・休日労働協定を締結・届出していないのに、法定労働時間を超えて労働させているもの。時間外・休日労働協定で定められた限度時間を超えて労働させているもの。

- ② 同法第37条（割増賃金）に係る違反  
1,269件（違反率20.3%）

#### 【違反事例】

- ・時間外、深夜労働（原則として午後10時から午前5時）を行わせているのに、通常賃金の2割5分以上の割増賃金を支払っていないもの。法定休日労働を行わせているのに、通常賃金の3割5分以上の割増賃金を支払っていないもの。

イ 労働条件明示関係

① 労働基準法第15条（労働条件の明示）に係る違反

1,051件（違反率16.8%）

【違反事例】

- ・労働者を雇い入れる際に、賃金額や支払方法等法定事項について書面を交付していないもの。

② 同法第89条（就業規則の作成等）に係る違反

753件（違反率12.0%）

【違反事例】

- ・常時10人以上の労働者を使用しているのに、就業規則を作成・届出していないもの。就業規則を変更しているのに、変更の届出をしていないもの。

**（3）労働安全衛生法の主要な違反事項(表2)**

労働安全衛生法の主な法違反の内容は次のとおり。

ア 安全衛生管理体制に係る違反（労働安全衛生法第10条から12条、第14条、第15条及び第17条から第19条まで）

807件（違反率 12.9%）

【違反事例】

- ・常時50人以上の労働者を使用しているのに、法定の管理者(安全管理者・衛生管理者等)を選任していないもの。

イ 機械・設備等の危険防止措置に関する安全基準に係る違反（同法第20条から第25条まで）

999件（違反率16.0%）

【違反事例】

- ・高さが2メートル以上の場所で作業を行わせていたのに、作業床の端に墜落防止のための手すりを設置していないもの。

ウ 定期自主検査に係る違反（同法第45条）

394件（違反率6.3%）

【違反事例】

- ・フォークリフト等の車両系荷役運搬機械等について、1年を超えない期間ごとに1回、定期的に、法定事項について自主検査を行っていないもの。

エ 健康診断に係る違反（同法第66条）

1,146件（違反率18.3%）

【違反事例】

- ・常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期健康診断を実施していないもの。

**（4）最低賃金法の主要な違反事項(表2)**

最低賃金効力に係る違反（最低賃金法第4条）

323件（違反率5.2%）

【違反事例】

- ・大阪府最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払っていないもの。

## **(5) 送検**

上記の定期監督等の結果、重大・悪質な法令違反が認められた場合等については、送検手続きを取る等、厳正に対応しており、平成27年には86件の労働基準法等違反及び労働安全衛生法違反事件を送検したところである（労働基準法等違反 49件、労働安全衛生法違反 37件）

## **2 今後の指導方針**

大阪労働局及び管内の労働基準監督署においては、「誰もが安心して働き活躍できる元気な大阪」を目指し、今後とも、積極的に監督指導等を実施する。

特に、過重労働による健康障害防止、賃金不払残業の解消、働き方改革の周知・啓発、重篤な労働災害の発生防止に重点を置き取り組む。

表1 定期監督等における業種別実施件数・違反率の推移

業種	平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年	
	監督件数	違反率	監督件数	違反率	監督件数	違反率	監督件数	違反率	監督件数	違反率	監督件数	違反率	監督件数	違反率
製造業	1,947	69.1%	1,979	71.3%	2,404	67.4%	2,092	71.1%	1,758	73.3%	1,845	79.0%	1,752	80.8%
建設業	1,663	52.9%	1,593	54.5%	1,522	48.1%	1,498	53.3%	1,124	59.5%	1,335	68.5%	1,358	65.5%
運輸交通業	457	66.7%	507	61.9%	497	66.4%	676	65.5%	408	67.4%	304	81.9%	369	75.9%
貨物取扱業	115	47.0%	106	63.2%	113	52.2%	124	47.6%	101	58.4%	47	59.6%	61	55.7%
商業	683	71.2%	3,215	71.4%	2,080	69.0%	1,734	70.8%	1,638	66.2%	1,302	79.4%	1,429	74.8%
金融広告業	68	64.7%	113	64.6%	78	55.1%	62	53.2%	86	43.0%	53	56.6%	55	78.2%
通信業	33	51.5%	19	68.4%	27	48.1%	16	31.3%	36	33.3%	18	50.0%	12	41.7%
教育・研究業	114	79.8%	160	76.9%	149	73.2%	103	68.0%	125	63.2%	92	66.3%	87	79.3%
保健衛生業	190	78.4%	396	71.0%	406	83.5%	320	74.1%	268	69.8%	210	80.0%	205	87.8%
接客娯楽業	214	76.6%	329	72.3%	299	71.6%	260	75.8%	426	78.4%	368	84.5%	361	85.9%
清掃・と畜業	90	64.4%	84	65.5%	114	50.9%	49	75.5%	108	68.5%	42	83.3%	54	75.9%
上記以外の事業	660	54.8%	671	63.9%	793	61.7%	476	63.7%	453	59.8%	383	66.8%	514	71.0%
合計	6,234	63.4%	9,172	67.3%	8,482	64.2%	7,410	66.1%	6,531	66.9%	5,999	75.9%	6,257	75.1%

5

注) 上記右側の「違反率%」欄について、背景色灰色は違反率上位3番までの業種、うち数字太字下線は最も違反率が高い業種

表2 定期監督等における主な法違反件数・違反率の推移

年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年	
		違反件数	違反率	違反件数	違反率	違反件数	違反率	違反件数	違反率	違反件数	違反率	違反件数	違反率	違反件数	違反率
労働基準法関係	労働条件明示	472	7.6%	1,414	15.4%	992	11.7%	775	10.5%	1,074	16.4%	990	16.5%	1,051	16.8%
	労働時間	1,399	22.4%	2,526	27.5%	2,244	26.5%	1,946	26.3%	1,719	26.3%	1,828	30.5%	1,853	29.6%
	割増賃金	1,100	17.6%	1,974	21.5%	1,554	18.3%	1,366	18.4%	1,202	18.4%	1,214	20.2%	1,269	20.3%
	就業規則	694	11.1%	1,584	17.3%	1,203	14.2%	983	13.3%	781	12.0%	904	15.1%	753	12.0%
最低賃金	177	2.8%	294	3.2%	274	3.2%	245	3.3%	239	3.7%	349	5.8%	323	5.2%	
安全衛生法関係	安全衛生管理体制	839	13.5%	978	10.7%	855	10.1%	950	12.8%	767	11.7%	786	13.1%	807	12.9%
	安全基準	1,083	17.4%	1,123	12.2%	1,028	12.1%	1,000	13.5%	801	12.3%	1,041	17.4%	999	16.0%
	定期自主検査	326	5.2%	293	3.2%	323	3.8%	353	4.8%	292	4.5%	391	6.5%	394	6.3%
	健康診断	607	9.7%	1,108	12.1%	912	10.8%	879	11.9%	932	14.3%	1,115	18.6%	1,146	18.3%
定期監督等の実施件数		6,234		9,172		8,482		7,410		6,531		5,999		6,257	

注) 上記の「違反件数」「違反率」欄について、背景色灰色は労働基準法関係、安全衛生法関係それぞれで件数・違反率が上位1番の違反事項

表3 定期監督等における業種別主な法違反件数・違反率表（平成27年）

違反事項 業種	定期監督 等の 実施件数	労働基準法関係								安全衛生法関係									
		労働条件明示		労働時間		割増賃金		就業規則		最低賃金		安全衛生管理体制		安全基準		定期自主検査		健康診断	
		違反件数	違反率	違反件数	違反率	違反件数	違反率	違反件数	違反率	違反件数	違反率	違反件数	違反率	違反件数	違反率	違反件数	違反率	違反件数	違反率
製造業	#####	289	16.5%	682	38.9%	356	20.3%	233	13.3%	125	7.1%	466	<b>26.6%</b>	466	26.6%	327	<b>18.7%</b>	414	23.6%
建設業	#####	23	1.7%	58	4.3%	40	2.9%	13	1.0%	7	0.5%	48	3.5%	459	<b>33.8%</b>	14	1.0%	23	1.7%
運輸交通業	369	65	17.6%	202	<b>54.7%</b>	74	20.1%	47	12.7%	21	5.7%	40	10.8%	14	3.8%	11	3.0%	57	15.4%
貨物取扱業	61	6	9.8%	19	31.1%	14	23.0%	6	9.8%	1	1.6%	6	9.8%	10	<b>16.4%</b>	1	1.6%	12	19.7%
商業	#####	376	<b>26.3%</b>	372	26.0%	382	26.7%	225	15.7%	94	6.6%	87	6.1%	33	2.3%	25	1.7%	340	<b>23.8%</b>
金融広告業	55	9	16.4%	26	<b>47.3%</b>	19	<b>34.5%</b>	7	12.7%	0	0.0%	9	16.4%	0	0.0%	0	0.0%	15	<b>27.3%</b>
通信業	12	1	8.3%	3	25.0%	1	8.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	16.7%
教育・研究業	87	17	<b>19.5%</b>	39	44.8%	30	34.5%	12	13.8%	2	2.3%	19	<b>21.8%</b>	0	0.0%	3	<b>3.4%</b>	13	14.9%
保健衛生業	205	34	16.6%	98	<b>47.8%</b>	74	<b>36.1%</b>	38	<b>18.5%</b>	15	<b>7.3%</b>	39	<b>19.0%</b>	0	0.0%	5	2.4%	46	22.4%
接客娯楽業	361	145	<b>40.2%</b>	129	35.7%	135	<b>37.4%</b>	87	<b>24.1%</b>	34	<b>9.4%</b>	15	4.2%	4	1.1%	1	0.3%	132	<b>36.6%</b>
清掃・と畜業	54	4	7.4%	21	38.9%	16	29.6%	10	<b>18.5%</b>	6	<b>11.1%</b>	5	9.3%	3	5.6%	2	<b>3.7%</b>	10	18.5%
上記以外の事業	514	82	16.0%	204	39.7%	128	24.9%	75	14.6%	18	3.5%	73	14.2%	10	1.9%	5	1.0%	82	16.0%
合計	6,257	1,051	16.8%	1,853	<b>29.6%</b>	1,269	20.3%	753	12.0%	323	5.2%	807	12.9%	999	16.0%	394	6.3%	1,146	<b>18.3%</b>

注) 上記右側の「違反率%」欄について、背景色灰色は違反率上位3番までの業種、うち数字太字下線は最も違反率が高い業種  
合計欄の数字太字斜体且つ太枠で囲っているのは労働基準法関係、安全衛生法関係それぞれで最も違反率が高い事項